

## 文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ運営規則（案）

（平成二十九年九月 日 文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ決定）

文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ運営規則を次のように定める。

## （総則）

第一条 文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の議事の手続きその他ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

## （会議の招集）

第二条 ワーキング・グループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキング・グループの会議は、ワーキング・グループに属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

## （座長等）

第三条 ワーキング・グループに座長及び副座長を置き、ワーキング・グループに属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任する。

2 座長は、ワーキング・グループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキング・グループに属する委員、臨時委員又は専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## （会議の公開）

第四条 ワーキング・グループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキング・グループが必要と認めるときは、この限りでない。

2 ワーキング・グループの会議の公開の手続きその他ワーキング・グループの会議の公開に関し必要な事項は、別に座長がワーキング・グループに諮って定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキング・グループの議事の手続きその他ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキング・グループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキング・グループの決定の日（平成二十九年九月 日）から施行する。